

無料・低額診療制度

(社会福祉法第2条による)

のお知らせ

医療費でお困りの方は
ご相談下さい。



川崎医療生活協同組合

無料・低額診療制度を行っている

医療機関、介護施設

—川崎医療生活協同組合—

川崎協同病院

☎210-0833

川崎市川崎区桜本 2-1-5

044 (299) 4781

(医事課、相談課)

協同ふじさきクリニック

☎210-0804

川崎市川崎区藤崎 4-21-2

044 (270) 5131

(1階 受付窓口)

生協歯科クリニック

☎210-0833

川崎市川崎区桜本 2-1-22

044 (277) 4618

介護老人
保健施設 **樹の丘**

☎213-0032

川崎市高津区久地 4-19-1

044 (820) 0350

「**無料・低額診療制度**」
「**存在**」ですか？

医療が必要であるにもかかわらず、

経済的な理由により医療費の支払いが

困難な方に対し、減額や免除をおこなう制度です。

お金がなくてもまずは相談にいらして下さい。

たとえばどんなとき？

保険証がない。

「短期保険証」「資格証明書」が発行され困っている。

リストラ、失業などで収入がなく医療費が払えない。

病気や障害などで就労が難しく、生活費だけで精一杯。医療費まで用意できない。

以上のような医療費で困っている知り合いがいる。

ぜひご相談ください。

世帯収入がお住まいの自治体の生活保護基準額と比較して

★120%以下の場合、医療費の自己負担額の全額免除

★140%以下の場合、医療費の自己負担額の一部免除となります。

ご利用の御案内

1 受付

受付でお申し出下さい。

2 相談

ソーシャルワーカー(相談員)や職員がお話を伺わせて頂きます。

3 申請

制度適用に対し判断を行わせていただきます。

4 決定

ご本人様にお知らせいたします。

適用となれば医療費の自己負担金を減額または免除いたします。

—制度のご利用にあたって—

- 利用には所定の申請書による手続きが必要です。
- 利用ができる方は、世帯収入が、規定の診療費、減免の基準を満たす方です。申請の際、所得の状況を証明できる書類(源泉徴収票など)が必要です。
- 生活が改善されるまでの一時的な措置(約1カ月間)です。必要であれば公的な制度活用などの相談をさせていただきます。
- 対象となる医療費は、申請された医療機関の医療保険の自己負担金と入院食事代です。

※自費診療分や申請した医療機関以外での治療費などは対象となりません。

介護保険施設利用料についても
介護老人
保健施設 **樹の丘** で同様の事業を行っています。

樹の丘へ直接、お問い合わせ下さい。